

改正長期優良住宅法の施行に伴う改定について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、令和4年2月21日以降の申請について以下の変更が適用されます。

◆ 長期優良住宅認定申請等手数料

新規 (法第5条第1項～第5項)		新築		増改築	
		確認書又は 性能評価書有	その他 (なし)	確認書又は 性能評価書有	その他 (なし)
一戸建て・併用住宅		13,000円	73,600円	17,400円	108,700円
共同住宅等	500㎡以下	21,300円	130,000円	29,600円	192,700円
	500㎡超～1,000㎡以下	35,300円	207,000円	49,900円	307,300円
	1,000㎡超～3,000㎡以下	55,200円	408,100円	77,000円	606,300円
	3,000㎡超～5,000㎡以下	97,500円	730,000円	136,400円	1,085,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以下	163,400円	1,255,000円	228,000円	1,865,500円
	10,000㎡超～	279,700円	2,323,700円	387,200円	3,453,000円
変更認定 (法第8条第1項)		新築		増改築	
		確認書又は 性能評価書有	その他 (なし)	確認書又は 性能評価書有	その他 (なし)
一戸建て・併用住宅		1,900円	12,700円	2,700円	18,900円
共同住宅等	500㎡以下	3,700円	23,300円	5,600円	35,100円
	500㎡超～1,000㎡以下	6,500円	37,700円	9,900円	56,600円
	1,000㎡超～3,000㎡以下	9,500円	73,800円	14,300円	110,900円
	3,000㎡超～5,000㎡以下	17,500円	134,500円	26,300円	201,800円
	5,000㎡超～10,000㎡以下	29,800円	233,800円	44,800円	350,800円
	10,000㎡超～	49,300円	431,600円	74,100円	647,500円
法第5条第6項第4～6号のみの変更		2,300円			

・共同住宅等に係る申請（その変更の内容が当該共同住宅等の認定対象住戸の全体に及ばないものに限る。）にあつては次の表に定める金額を当該共同住宅等の全ての認定対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に当該変更の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額（その額が同表に定める金額を超える場合は、同表に定める金額）とする。

・この表において「併用住宅」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積が50㎡以下のものをいう。

譲受人決定（法第9条第1項） 管理者等の選任（法第9条第3項）	1,500円
地位承継（法第10条）	1,500円
証明手数料	200円
容積率許可（法第18条）	160,000円

◆ 災害配慮基準の追加

頻発する豪雨災害等への対応として、認定基準に災害リスクに配慮する基準を追加されることを受け、堺市では審査基準を追加し、以下の区域では原則認定できなくなります。

- ・地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）
- ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）
- ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）